

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

伊那市長 白鳥 孝

市町村名 (市町村コード)	伊那市 (20209)
地域名 (地域内農業集落名)	東部 (二番組・三番組・花畑・五番組・鍛冶村・殿坂・高砂・東町・旭町・新町・諸町・霜町・梅町・多町・相生・的場・弥勒・板山・野笹・中村・塩供・中条・黒沢・四日市場・栗田・殿垣外・川辺・原・宮沢・新井・久保・那木沢・宮原・両日向・両半対・中央・北部・下芝平・中芝平・上芝平・片倉・松倉・御堂垣外・水上・荒町・北原・台・越道・引持・金井・下山田・小原・勝間・中尾第1・中尾第2・中尾第3・馬越・町屋下村・上村・間倉・柳原・東部・宇津木・田本・伊東・中部・岩入・桃戸・北村・中屋・霜村・非持山第1・非持山第2・非持山第3・非持山第4・日向・中組・宮ノ上・非持原組・上組・中山・溝口原組・尾田屋・上城・南郷・下組・和泉原・黒川・戸台)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年 5月28日 (第 2 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域では、農産物価格の低迷、農家の高齢化や担い手不足に起因して遊休荒廃農地が増加傾向にある。これらの課題を解決していくために、地域農業を守ることが、わが郷土を守ることと考え、農業の担い手づくりを最重要課題として進めていく。

【地域の基礎的データ】

農業者: 16経営体、団体経営体(法人・集落営農組織等)11経営体

主な作物: 水稻、そば、アルストロメリア、トルコギキョウ、ブロッコリー、リンゴ、イチゴ、生乳

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地域では、年々増加する遊休荒廃農地対策・農業者の高齢化対策・有害鳥獣被害対策等のため、各法人・重点農家との懇談会等で情報を集め、協力して地域を活性化させていく。水稻・そばについては品質向上と販売先確保による安定販売、野菜・果樹・花き・畜産物については品質向上により、安定的な収益確保を目指す。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1,158 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1,158 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大と担い手への農地集積を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
地域の農地所有者や農業をリタイア・経営転換する者、農地の集約化を図るために利用権を交換しようとする者は農地中間管理機構に貸し付ける。
(3) 基盤整備事業への取組方針
特になし
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
JA青壮年部による保育園・小学校とのチャイルドファームの実施や「ふれあい農園事業」による消費者との結びつきの強化により、農業関係人口の増加を図る。また、新規就農者の支援を行う。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①防護柵保全及び有害鳥獣駆除従事者への助成
- ③ロボット技術やICTを活用した農業のスマート化の推進(ラジコン草刈機・水田センター・施設温度湿度管理システム等による作業軽減の提案)
- ⑤果樹の改植・新植による生産性向上や園地承継を促す。
- ⑨地元のそば店とそば生産者で組織する「高遠そば組合」との連携による6次産業化を支援する。